

我孫子駅前インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例（案）

（設置）

第1条 我孫子市の観光情報等を積極的に提供し、本市の魅力を広く知らせ、もって地域振興を図るため、我孫子駅前インフォメーションセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
我孫子駅前インフォメーションセンター	我孫子市本町2丁目2番6号

（業務）

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- （1） 観光情報の提供に関すること。
- （2） 祭り、催し物、物産、飲食店等に係る情報の提供に関すること。
- （3） 行政情報の提供に関すること。
- （4） その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務

（利用の制限）

第4条 市長は、センターの利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、又は退館を命ずることができる。

- （1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- （2） 建物、備品、展示物等を損傷するおそれがあるとき。
- （3） その他センターの管理上支障が生じるおそれがあるとき。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほかセンターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年8月 日から施行する。